



日本ポラリティセラピーサポート協会 諸規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、日本ポラリティセラピーサポート協会（Japan Polarity Therapy Foundation）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

(目的)

第3条 本協会は、ポラリティセラピー及び各種ボディワークを学び、実践、活動していく人々を様々な要素から支援、サポートしていくことを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) APTA(米国ポラリティセラピー協会)の日本総代理としての種々の事業
- (2) ポラリティセラピーの専門書、資料の作成、配布
- (3) ニュースレターの配信
- (4) 全国会員シンポジウムの開催
- (5) 海外ヒーリングツアーの開催
- (6) セミナー、イベントの開催
- (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員及び役員

(種別)

第5条 本協会の会員は次の2種とする。

- (1) 準会員：APP他の資格取得を目指し、クラス受講・申請を進める個人
- (2) 本会員：APP他の資格を取得している個人

(入会)

第6条 入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。ポラリティセラピースクールに入校した者は自動的に入会となる。

(各費用)

第7条 会員は総会が別に定めるところにより、各費用を納入しなければいけない。

(会員の権利)

第8条 会員は、総会が別に定めるところにより、本協会が会員に対して行う諸サービスを受けることができる。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次の各項の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、失踪宣告した時
- (3) 期限までに会費の納入が無い時

(休会)

第10条 会員は、休会届を理事長に提出をして、承認を得た場合は休会することができる。

(退会)

第11条 会員は、退会届を理事長に提出をして、任意に退会することができる。

(既納の入会金・会費等)

第12条 既納の各費用は返還しない。

(役員を選任)

第13条 本協会は代表者1名、理事長1名を理事推薦により選任する。その任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(理事を選任)

第14条 3名以上、6名以内とし、総会において選任する。その任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(顧問を選任)

第15条 代表者又は理事長は協会の推薦により、1名から4名の顧問を設け専門的補佐を必要に応じ依頼することができる。

第3章 総会

(総会)

第16条 本協会の総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の機能)

第17条 総会は本規約及び別に定めるものの他に、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第18条 通常総会は、毎年1回、会計年度(3月)終了後3ヶ月以内に開催する。

第4章 補則

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事長が別に定める。

役員

代 表 早志 享子

理事長 早志 渉

理 事

新井 美津子

顧問

Gary Strauss

Damon Fazio

協会本部

名称：日本ポラリティセラピーサポート協会

所在地：兵庫県神戸市灘区鶴甲5丁目1-50 プラザ翠光205

Tel：078-200-5126

Mail：nihonpolarity@gmail.com

発足

発足日：2012年1月1日